

第2回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会で出た意見まとめ

	委員から出た意見・質問	回答・検討
①屋外広告物条例の改正について	禁止地域では、大きさの規制が7平米というだけで、色の規制も曖昧である。他市のように伝建地区として、個別の規制を図るべきである。	<p>【検討事項】 地元と調整しながら、規制について検討していく。他市のように街灯や看板に関するガイドラインの作成も検討していきたい。</p>
②不燃性の壁を使った修理について	美保関は火事が多いところなので、不燃素材の壁にも補助金を適用させてほしい。	<p>【検討事項】 伝建制度は、外から見えるものに対して補助が出るものである。不燃材料が内壁なのか、外壁とくっついていて外壁と判断されるのかで補助対象となるかどうか異なると考えられる。他市の事例も研究しながら検討を進める。</p>
③井戸を特定物件とすることについて	井戸も大事な構成物として、伝統的建造物の工作物に加えることも今後検討してもいいかもしない。	<p>【検討事項】 今後、審議会のご意見を聞きながら検討していく。</p>
④住民の制度の理解について	特定物件でない住民は、自分のところは関係ない制度だと思っている。けれど、現状変更の規制はみんなにかかるてくるものなので、すべての住民には難しいかもしれないが、できるだけ多くの人に制度内容を理解してもらえるとよい。	<p>【検討事項】 <ul style="list-style-type: none"> 修繕後のイメージ図を提示して、未来の町の姿を住民に見せる。 まちなみ研究会とも協力し、制度内容の周知を進める。 <p>【実施したこと】 <ul style="list-style-type: none"> 制度導入についての文書を全戸配布（8月） 住民説明会開催と戸別訪問（9月・45人） </p> </p>
⑤補助金申請から工事着手までの時間について	補助金申請から工事着手まで、あまり時間がかかると困る。	<p>【回答】 国や市の補助金の仕組み上、修繕希望を出されてから1～2年くらいかかると考えられるが、早い段階で、市の文化財課に相談いただき、お互いに早くから準備を進めておくことで、早めの修理ができる場合もある。 見積などいろいろな書類を整えられる前に、まずは修繕希望があることを、市文化財課に伝えてもらうように、住民へ周知していきたい。</p>
⑥防災事業の早期着手について	防災事業をできるだけ早く進めてほしいというのが住民みんなの願いである。	<p>【回答】 重要伝統的建造物群保存地区に選定後、速やかに、国からの支援を得ながら、地域の防災上の課題の調査、住民とのワークショップ等を実施し、防災計画を作る予定としている。</p>